**広島市西区井口台地区社会福祉協議会会則**

**第１章　総　則**

（名称）

　第１条　本会は、広島市西区井口台地区社会福祉協議会という。（以下、本会という）

（目的）

　第２条　本会は、井口台地区における住民の福祉の増進と、地域住民の親睦を図り、“住んで安心、暮らして楽しい井口台”をスローガンに安心・安全で明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

（事務所）

　第３条　本会の事務所は、井口台集会所管理人室に置く。

（事業）

　第４条　本会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　（１）地域福祉を目的とする事業に関する調査および総合的企画、連絡及び調整、並びに広報及び地域活動に関すること。

　　（２）地区内各種団体の助成及び連絡調整に関すること。

　　（３）地域福祉を目的とする事業に関する広報および地域活動。

　　（４）共同募金事業等公共団体の行う事業への協力に関すること。

　　（５）本会の目的を達成するためのコミュニティー活性化事業、その他必要な事業。

**第２章　構　成**

（会員）

　第５条　本会は、井口台地区の全居住者を持って構成する。

　　２項　地区に関係ある機関及び各種団体は、前項の構成に協力するものとする。

**第３章　役員・理事・顧問**

（役員）

第６条　本会に、次の役員を置く。

　　　　（１）会長　　　　　　　１名

　　　　（２）副会長　　　　　　３名以内

　　　　（３）地域福祉推進委員　２名以内

　　　　（４）事務局長　　　　　１名

　　　　（５）会計　　　　　　　１名（事務局員会計担当も可：非役員）

　　　　（６）監事　　　　　　　２名以内

　　　　（７）常務理事　　　　　若干名

（理事）

　　第７条　本会に、次の理事を置く。

1. 本会構成団体の長を理事とする。

（構成団体）井口台町内会連合会、井口台1･4丁目町内会、井口台２丁目町内会、井口台3丁目町内会、井口台地区民生委員児童委員協議会、井口台地区青少年健全育成連絡協議会、西地区保護司会、井口台学区公衆衛生推進協議会、井口台学区体育協会、井口台学区子ども会育成協議会、井口台単位子ども会、井口台小学校ＰＴＡ、井口台中学校ＰＴＡ、井口台老人クラブ（悠友会）、井口台母親クラブ、友愛ネットワーク井口台、井口台社会福祉協議会生活支援事業部、井口台学区自主防災会連合会、井口台集会所運営委員会の１９団体

1. 役員会で推薦する者

（顧問）

　　第８条　本会に、次の顧問を置く。

1. 井口台・井口地域包括支援センター長
2. 井口台中学校　校長
3. 井口台小学校　校長
4. 井口台児童館　館長

（選任）

　　第９条　　役員は、井口台地区に居住する者から選出する。

　　第１０条　理事及び顧問の変更は、理事会において決定する。

（職務）

　　第１１粂　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

　　　　２項　副会長は、会長を補佐し、本会の業務を行う。

会長に事故（病気・途中退任等）がある時は、副会長の中から会長代行を決める。会長代行の任期は、残任期間及び総会までとする。

　　　　３項　地域福祉推進委員は、福祉に理解と熱意を有するもので、福祉のまちづくりを推進するため、西区社会福祉協議会地域福祉専門委員設置事業実施要領準則に基づき、西区社会福祉協議会会長の委嘱を受け、次の任務を行う。

　　　　　　（１）福祉のまちづくりの総合推進事業の企画、調整

　　　　　　（２）地区内福祉関係団体との連絡調整

　　　　　　（３）地区民生委員協議会との連絡調整

　　　　　　（４）福祉のまちづくりの総合事業に関する区社協との連絡調整

　　　　　　（５）その他地域福祉活動に関すること

　　　　　　（６）任期は２年（西区社協規定）とし、再任は妨げない。

　　　　４項　事務局長は、会長の命を受けて事業全般を統括すると共に地域

　コーディネーター（事務局員）と連携する。

　　　　５項　会計は、会長の命を受けて会計事務を行う。

　　　　６項　監事は、本会の会計及び業務を監査する。

　　　　７項　常務理事は、会長の命を受けて会長の諮問にこたえる。

８項　理事は、理事会において役員会から上程された事項を検討・決議

する。

９項　顧問は、会務について、会長の諮問にこたえる。

（任期）

　　第１２条　役員・理事の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

　　　　２項　補欠により就任した任期は、前任者の残任期間とする。

　　　　３項　任期満了後であっても、後任者が決定するまでは、引き続き、その職務を行うものとする。

**第４章　会　議**

（会議）

　　第１３条　本会の会議は、理事総会、理事会、役員会とする。

　　　　２項　本会の会議は、本会の長が招集し、議長となる。

　　　　３項　本会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

　　　　４項　会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決する。

　（理事総会）

　　第１４条　理事総会は、役員・理事で構成し、毎会計年度終了後２ヶ月以内に理事総会を招集し、本会の事業計画、予算、決算及び役員の選出等、本会の基本的事項を決議する。

　　　　２項　次の場合は、臨時理事総会を開催することができる。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 理事のその３分の１以上から会議の目的とする事項および召集の理由を示して請求があったとき。

　（理事会）

　　第１５粂　理事会は、役員・理事で構成し、原則奇数月の第４日曜日（18:00～）に開催し、役員会で検討・協議された事項を審議する。

　　　　２項　理事会は、理事総会に次ぐ決議機関である。

　（役員会）

　　第１６条　役員会は、会長・副会長・地域福祉推進委員・事務局長・（会計）・監事・常務理事で構成し、随時開催し（原則偶数月の第４土曜日18:00～）、理事会に上程する議案等について審議する。

**第５章　会　計**

（収入の種類）

　　第１７条　本会の収入は、次に掲げるものとする。

　　　　　　（１）町内会負担金

　　　　　　（２）助成金及び補助金

　　　　　　（３）寄付金

　　　　　　（４）その他の収入

　（予算及び決算）

　　第１８条　本会の歳入・歳出予算は理事総会での決議を経て決定し、歳入・歳出決算は、監事の監査を得て、理事総会での承認を得なければならない。

　（会計年度）

　第１９条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をも

って終わる。

　（活動経費）

　　第２０条　外部団体の会議・行事等に出席のため、地域外に外勤した時は、会費（参加費・懇親会費等）及び交通費を支給する。

　　　　　　　交通費は、公共交通機関の実費を基準にするが、自家用車を使用することもあり、１回当り一律1,000円の支給とする。

　　　　　　　但し、自家用車を使用する場合、自家用車を提供する人のみの支給とする。（乗合で同乗する人には支給しない。）

　　　　　　　尚、公共交通機関を利用する時は、各人に支給する。

　　　　　　　又、主催者から交通費等を支給された時は、本会からは支給しない。

**第６章　会則の変更及び解散**

　（会則の変更及び解散）

　　第２１条　本会則を変更し、又は、本会を解散しようとするときは、理事会において出席者の４分の３以上の同意を得なければならない。

**第７章　雑　則**

（報奨）

　　第２２条　役員・理事及び書記局員には、年度末に物品（商品券1,000円）を支給する。

（補則）

　　第２３条　本会則に規定するものの他、本会の運営について必要な事項は、会長が理事会に諮り定めるものとする。

**附　則**

１．本会則は、昭和５９年（1984年）１１月１５日から施行する。

　　２．本会則は、昭和６３年（1988年）５月１５日から施行する。

　　３．本会則は、平成２年（1990年）５月２６日から施行する。

　　４．本会則は、平成２４年（2012年）４月１日から施行する。

　　５．本会則は、平成２５年（2013年）４月１日から施行する。

　　６．本会則は、平成２６年（2014年）４月１日から施行する。

　　７．本会則は、平成２７年（2015年）４月１日から施行する。

　　８．本会則は、平成３１年（2019年）４月１日から施行する。

　　９．本会則は、令和元年（2019年）５月１日から施行する。

　１０．本会則は、令和２年（2020年）４月１日から施行する。

　１１．本会則は、令和３年（2021年）４月１日から施行する。

　　　　但し、第２２条は、令和３年（2021年）１月1日より施行する。